

岩手県告示第 454 号

岩手県私立学校審議会委員定数規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 20 年 6 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県私立学校審議会委員定数規程の一部を改正する告示

岩手県私立学校審議会委員定数規程（平成 17 年岩手県告示第 248 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
私立学校法（昭和24年法律第270号）第10条第1項の規定による岩手県私立学校審議会の委員の定数は、 <u>11人</u> とする。	私立学校法（昭和24年法律第270号）第10条第1項の規定による岩手県私立学校審議会の委員の定数は、 <u>10人</u> とする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。